

「(仮称) 白山都市計画 市街化区域と市街化調整区域の区分 (白山市案)」 に対するご意見とその取り扱いについて

募集期間：平成23年2月3日(木)

～平成23年2月16日(水)

結 果：4名の方から4件のご意見、ご要望

パブリックコメントに寄せられた(仮称)白山都市計画 市街化区域と市街化調整区域の区分(白山市案)へのご意見、ご要望と、それに対する市の考え方は以下のとおりです。

記

	ご意見、ご要望	市の考え方
1	<p>源兵島町地内の県道松任寺井線沿道部を隣接する農地を含めて市街化区域に設定していただきたい。</p> <p>また、同町地内の国道8号沿道部の農地の一部についても市街化区域に設定していただきたい。</p>	<p>市街化区域設定の考え方として、市街化区域に隣接し、今後開発が見込まれる集落は市街化区域に設定することとしております。今回ご意見をいただいた源兵島町につきましては、集落とその周辺農地も含めた開発の意向であることから、当区域を市街化区域に案を変更いたします。</p> <p>国道8号沿道部につきましては、周辺の用途地域が工業専用地域であり、規模の大きい工場が想定されます。ご要望の区域は小規模であり、規模の大きな工場の立地が困難であることから、今回、市街化区域の設定はできないと考えております。</p>
2	<p>福留町地内の農地について、開発意向がなく、営農を続けることとしているため、市街化調整区域へ変更していただきたい。</p>	<p>市街化区域設定の考え方として、集落や優良な農地は市街化区域に含めないこととしております。ご要望の農地については市街化区域の縁辺部に位置し、営農継続の意向であることから、市街化調整区域に案を変更いたします。</p>

<p>3</p>	<p>①ホームページでの意見募集について 意見募集の資料が一括でダウンロードできるようにしていただきたい。</p> <p>②都市計画区域について 白山市の発展には尾口地区や河内地区のスキー場やキャンプ地といった山麓部の観光の活性化が欠かせないと思われませんが、都市計画区域を白山市全域にすることは検討されないのでしょうか。</p> <p>③市街化区域の線引き全般について 地域住民の意向や提案を尊重することは大事であるが、それを優先させるあまり、白山市として本来あるべき計画的な都市の形成に支障が出ていないでしょうか。周囲が市街化区域に囲まれた市街化調整区域を残すことや主要道路の沿線沿いに市街化区域と市街化調整区域が混在するような線引きは白山市の将来を担う世代へ不均衡を先送ることであり、市の発展を阻害する要因にもなりかねません。</p>	<p>①ホームページでの意見募集について 一括でダウンロードする場合、容量が大きくなってしまい、閲覧できなくなってしまう場合がありますので、一枚毎のダウンロードとしております。</p> <p>②都市計画区域について 山麓部の活性化は必要であると考えておりますが、開発圧力が弱い地域であることから、都市計画区域に指定しないこととしております。</p> <p>③市街化区域の線引き全般について 線引き（区域区分）がない美川・鶴来地域については、無秩序な開発による市街地の拡大が問題となっています。これ以上の無秩序な開発を抑制するため、線引き制度を美川・鶴来地域に導入し、今後計画的な開発が見込まれる区域のみを市街化区域に設定しております。 市街化区域設定の考え方として、優良な農地は原則として市街化区域に含めないこととしております。 今回、市街化区域に囲まれた市街化調整区域は、農業振興地域の整備に関する法律において優良農地として位置付けられている区域であり、営農を続ける意向があれば無理に市街化区域に設定すべきではないと考えております。しかし、ご指摘のとおり市街化区域に囲まれた市街化調整区域は優先的に市街化を図るべき区域であり、今後優良農地を開発しなければならない場合は、ご指摘の農地を優先して市街化区域への編入を検討することとしております。 また、法令で市街化区域は50ha以上の連たんしている市街地を市街化区域</p>
----------	--	---

<p>④地域ごとの線引きに対する意見</p> <p>④-1 竹松町周辺について</p> <p>相川新町の工業系の土地利用がされている部分は市街化区域にすべき。市街化調整区域のままにする理由はないと思う。</p> <p>④-2 五歩市町周辺について</p> <p>案では県道三日市松任線の沿線の一部が工業や商業系の土地利用がされているにもかかわらず市街化調整区域のままなのはおかしいと思う。沿道沿いに連続した市街地形成が望ましいと考えます。</p> <p>④-3 熱野町・曾谷町周辺について</p> <p>市街化区域に囲まれた市街化調整区域が残るのはおかしいと思う。道法寺北交差点付近の沿線で市街化調整区域が残っているのは不自然と思う。</p> <p>④-4 平松町周辺について</p> <p>国道8号線沿線は市街化区域とすべき。白山署建設地と国道の間は土地利用をむしろ促進すべきエリアではないか。松任石川中央病院と市役所の間は土地利用価値が高く、市街化区域へ一刻も早く線引きすべき。</p>	<p>に設定することとされており、ご意見の主要道路沿道において連たんしない宅地等については、市街化調整区域に設定しております。国道8号などの主要道路沿道の市街化調整区域につきましては、状況に応じて開発誘導を検討いたします。</p> <p>④地域ごとの線引きについて</p> <p>④-1 竹松町周辺について</p> <p>当区域については市街地が連たんしておりません。また、当区域と市街化区域である北部工業団地の間には優良農地があり、工業団地の拡張計画もない状況となっておりますので、市街化調整区域としております。</p> <p>④-2 五歩市町周辺について</p> <p>ご意見の番匠町では、地元において、土地区画整理事業が検討されておりますので、事業の実施にあわせて市街化区域に編入したいと考えております。</p> <p>④-3 熱野町・曾谷町周辺について</p> <p>③の回答と同様、優良農地を市街化調整区域としております。</p> <p>④-4 平松町周辺について</p> <p>③の回答と同様、優良農地を市街化調整区域としております。</p>
---	---

4	<p>線引きの見直し案については、すでに地区別の説明会を経っていますが、また、町内会や生産組合からの提案等を検討したとのことですが、該当する町内や各戸が十分理解しているかについては、はなはだ疑問が残ります。各戸の将来計画や負担に関わることでもありますので、せめて該当する町内会での説明会を実施するなど、もう少ししていねいな対応をお願いしたいと思います。</p>	<p>平成22年9月に地区別説明会開催のご案内と説明パンフレットを松任・美川・鶴来地域を対象に全戸配布、町内会長・生産組合長には別途開催のご案内を送付し、地区公民館単位で10月に地区別説明会を開催いたしました。</p> <p>また、地区別説明会后、町内会・生産組合単位で再度説明会開催の申し入れを受けた町内会などにおいて、別途説明会を開催いたしております。</p> <p>今後、6月頃に用途地域の説明会を開催する予定となっております。ご意見を参考にさせていただき、なるべく市民の皆様にご理解していただけますよう対応させていただきます。</p>
---	--	---